

相模原市監査委員公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成17年10月14日に実施した保健福祉部高齢者福祉課及び社団法人相模原市シルバー人材センターの監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長職務代理者から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成17年11月8日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

1 市長職務代理者から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成17年11月2日

(2) 市長職務代理者が講じた措置の内容（全文）

ア 清掃委託契約等の執行に当たり、社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）財務規程に定める契約書が未作成で、見積書も予算要求時に徴した昨年のもので添付されていたことにつきましては、見積書を新しいものに差し替えた上で契約を締結したとの報告を受け、契約書及び関係書類をチェックし適正に処理されていることを確認いたしました。

イ 時間外勤務手当での入力誤りによる誤支給、旧保険料率を適用した雇用保険料の算定、旧市内旅費定額表の適用による旅費の誤支給につきましては、それぞれ時間外手当での追加支給、雇用保険料の追加徴収及び旅費の戻入処理を行ったとの報告を受け、関係経理書類をチェックし適正に処理されていることを確認いたしました。

今後の経理事務につきましては、センター財務規程等の遵守はもとより、検算及び入力確認の徹底とチェック体制の確立を図り、適正な執行に努めるよう指導いたしました。

(参考)

財政援助団体監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長職務代理者に提出した日

平成17年10月14日

2 監査の結果

保健福祉部高齢者福祉課が行った社団法人相模原市シルバー人材センター(以下「センター」という。)に対する財政援助に係る財務に関する事務並びにセンターが行った市からの財政援助に係る出納その他の事務を調査したところ、センターについては、清掃委託契約等の執行においてセンターの財務規程に定める契約書が未作成で、見積書も予算要求時に徴した昨年のもものが添付されている事例が見られた。

また、時間外勤務手当での入力誤りによる誤支給、旧保険料率を適用した雇用保険料の算定、旧市内旅費定額表の適用による旅費の誤支給等の事例も散見された。

以上のことは、極めて不適切な経理事務である。今後は、同様の誤りを防止するため、センター財務規程等の遵守はもとより、職員相互による点検確認体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。